

## 第4号 表 慶 規 程

関東信越税理士会新潟県支部連合会

[昭和57年12月16日 制 定]

平成12年6月13日 一部改定

平成14年3月25日 一部改定

**第1条** 関東信越税理士会新潟県支部連合会(以下、県連という)税理士会員の表慶に関する取り扱い、本規程の定めるところによる。

**第2条** 税理士会員が業歴満10年以上で且つ満77歳に達した場合に表慶する。但し、会費滞納者又は表慶に不適當な者は除外する。

**第3条** 県連は毎年9月15日現在において前条に該当する表慶者名簿を作成し、審査の上表慶者を決定する。

**第4条** 表慶は被表慶者の一生に一回を原則とする。

**第5条** 表慶は会長において表慶文を作成し、記念品を添えてこれを行う。

**第6条** 表慶は、会長が支部長同道で訪問するか、又は事情により支部長に一任して行うこととする。

**第7条** 表慶は、新潟県税理士協同組合との共同で実施することができる。